

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第104号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第105号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第106号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第107号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第108号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（市民協働推進課）…2

公 告

- 公告第62号 J R黄檗駅前広場整備工事に係る条件付一般競争
入札の中止……………（契約課）…3

教 育 委 員 会

- 告示第14号 教育委員会の招集……………3

公 営 企 業

- 告示第4号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理
の開始……………3
- 公告第23号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………3
- 公告第24号 宇治市排水設備指定工事事業者の指定……………3

告 示

宇治市告示第104号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年10月31日から14日間
令和7年10月31日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	区 間	前 後 別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
菟 道 志 津 川 線	菟道門前 1 4 番地	前	7 . 3	2 5 . 1	
	菟道門前 1 4 番地		～ 9 . 4		
	菟道門前 1 4 番地	後	1 0 . 6	2 5 . 1	
	菟道門前 1 4 番地		～ 1 0 . 7		
志 津 川 池 ノ 尾 線	池尾西組 2 6 番地の 1 先	前	4 . 5	1 4 . 5	
	池尾西組 2 6 番地の 1 先		～ 5 . 0		
	池尾西組 2 6 番地の 3 (右)	後	5 . 7	1 4 . 5	
	池尾西組 2 6 番地の 3 (右)		～ 6 . 3		

宇治市告示第105号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年10月31日から14日間
令和7年10月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
菟道志津川線	菟道門前14番地	令和7年10月31日
	菟道門前14番地	
志津川池ノ尾線	池尾西組26番地の3（右）	令和7年10月31日
	池尾西組26番地の3（右）	

宇治市告示第106号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年10月31日から14日間
令和7年10月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員（m）	延長（m）	備考
-----	----	-----	-------	-------	----

久田底 広線	炭山西ノ谷36番地の1	前	3.8	15.5	
	炭山西ノ谷36番地の1	後	6.0	15.5	
	炭山西ノ谷36番地の1				
大竹井 ノ尻線	大久保町井ノ尻30番地の5	前	6.0	33.8	
	大久保町井ノ尻32番地の3				
	大久保町井ノ尻30番地の5	後	6.5	33.8	
	大久保町井ノ尻32番地の3				
木幡2 42号 線	木幡中村33番地の3	前	3.6 ～4.0	53.0	
	木幡中村33番地の3				
	木幡中村33番地の5	後	6.5	53.0	
	木幡中村33番地の3				
大久保 町17 号線	大久保町北ノ山78番地の3	前	5.0 ～6.0	2.3	
	大久保町北ノ山78番地の3				
	大久保町北ノ山78番地の3	後	6.0	2.3	
	大久保町北ノ山78番地の3				

宇治市告示第107号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年10月31日から14日間
令和7年10月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
久田底広線	炭山西ノ谷36番地の1 炭山西ノ谷36番地の1	令和7年10月31日
大竹井ノ尻線	大久保町井ノ尻30番地の5 大久保町井ノ尻32番地の3	令和7年10月31日
木幡242号線	木幡中村33番地の5 木幡中村33番地の3	令和7年10月31日
大久保町17号線	大久保町北ノ山78番地の3 大久保町北ノ山78番地の3	令和7年10月31日

宇治市告示第108号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、あじろぎ横丁管理組合より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和7年10月31日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
代表者の氏名		

変更年月日
令和7年9月21日

公 告

宇治市公告第62号

J R黄檗駅前広場整備工事に係る条件付一般競争入札の中止について

令和7年9月12日付け宇治市公告第54号で公告した条件付一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和7年10月20日

宇治市長 松村 淳子

- 中止する一般競争入札
J R黄檗駅前広場整備工事に係る条件付一般競争入札
- 中止する理由
積算資料の一部に不備があったため

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第14号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和7年10月17日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和7年10月20日 午後7時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 会議録署名委員の指名について
 - 報告

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和7年10月31日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和7年10月31日	木幡南山畑の一部	分流式	宇治市木幡北島地内 東宇治浄化センター
令和7年10月31日	横島町清水の一部・千足の一部、広野町西裏の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第23号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和7年10月8日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和7年10月31日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第541号 株式会社ACEテック

宇治市上下水道事業公告第24号

宇治市排水設備指定工事事業者の指定について
宇治市排水設備指定工事事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和7年10月31日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事事業者名
第401号	株式会社ACEテック